

## 愛知県後期高齢者医療広域連合条例第2号

### 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条中「令和2年度」を「令和4年度」に、「令和3年度」を「令和5年度」に、「0.0964」を「0.0957」に改める。

第10条中「令和2年度」を「令和4年度」に、「令和3年度」を「令和5年度」に、「48,765円」を「49,398円」に改める。

第11条中「64万円」を「66万円」に改める。

第19条第2項中「特別徴収対象年金給付の減免」を「減免」に、「支払期日」を「特別徴収対象年金給付の支払期日」に改める。

附則第3条及び第4条を次のように改める。

#### 第3条及び第4条 削除

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。